

平成20年8月29日

## 平成20年度 高圧ガス保安活動促進週間の実施について

1. 趣旨：民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。
2. 内容：原子力安全・保安院は、高圧ガス保安活動促進週間実施のための実施要領を作成し、各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）、各都道府県及び高圧ガス保安協会（以下「各機関等」と言う。）に通知します。  
各機関等においては、実施要領に基づき、各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。
3. 期間：平成20年10月23日（木）～29日（水）

(実施要領 抜粋)

○重点目標は、以下のとおりです。

- (1) 「高圧ガス保安法」関係
  - ① 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
  - ② 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し
  - ③ タンクローリー、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
  - ④ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
  - ⑤ 高圧ガス消費先（特に、溶接、溶断作業箇所）における安全対策の徹底
  - ⑥ コンビナート地域における防災対策の推進及び大規模災害に対する防災意識の高揚
  - ⑦ 各事業所における自主保安意識の高揚、保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直し
- (2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係
  - ① LPガス一般消費者に対する一酸化炭素中毒事故等防止対策の周知・啓発
  - ② 業務用消費者に対する事故防止対策の周知・啓発
  - ③ 販売事業者等における保安意識の高揚

【連絡先】 経済産業省原子力安全・保安院 保安課

課長：牧野

担当者：多久和、松崎 (matsuzaki-takako@meti.go.jp)

TEL：03-3501-1511 (内線：4941)

03-3501-1706 (直通)

FAX：03-3501-2357